

公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター利用規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 9 4 号

(趣旨)

第 1 条 この利用規程は、公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター規程（以下「規程」という。）第 7 条の規定に基づき、図書情報センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第 2 条 センターの利用は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 図書および学術雑誌等（以下「図書等」という。）の利用
- (2) 教育および研究に関連する電子情報メディアの利用
- (3) その他センター内の施設の利用

(学生証等の携行)

第 3 条 センターを利用するときは、次に掲げる証明書類を常に携行しなければならない。

- (1) 滋賀県立大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生および研修員を含む。）にあつては、学生証
- (2) 公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の役員にあつては、役員証
- (3) 法人の職員（契約職員を含む。）にあつては、職員証
- (4) その他の者にあつては、利用者カード

(図書等の利用)

第 4 条 図書等の利用は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧
- (2) 貸出し
- (3) 複写
- (4) 参考調査
- (5) 相互利用

(電子情報メディアの利用)

第 5 条 電子情報メディアの利用は、次のとおりとする。ただし、電子情報メディアによっては利用を制約されることがある。

- (1) 閲覧
- (2) 貸出し
- (3) 複写
- (4) 印刷
- (5) 発信
- (6) 格納
- (7) 相互利用

(施設の利用)

第 6 条 センター内で利用できる施設は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧席（各種の利用者コーナーを含む。）
- (2) 閲覧室等（グループ閲覧室、個人閲覧席、教員閲覧室）
- (3) 開架書庫
- (4) 移動書庫
- (5) 貴重資料室
- (6) 情報処理演習室
- (7) LL教室
- (8) AVスタジオ
- (9) CAI教室
- (10) 会議室
- (11) その他図書情報センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた施設

2 前項に定める施設の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食および喫煙をしないこと。
- (3) 図書等および電子情報メディアならびに施設を汚損、損傷しないこと。
- (4) その他利用者に迷惑を及ぼす行為または他人のプライバシーを侵害する行為をしないこと。

（損害賠償）

第7条 利用者が、故意または過失により、図書等、電子情報メディアまたは施設を損傷し、または紛失したときは、原状に回復し、またはその損害に相当する費用を賠償しなければならない。ただし、センター長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

（利用制限または停止）

第8条 センター長は、この利用規程に著しく違反した利用者に対し、センターの利用を制限し、または一定の期間その利用を停止することができる。

（委任）

第9条 この利用規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、図書情報センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。